

阿久根市障がい者計画 第6期障がい福祉計画 第2期障がい児福祉計画

概要版

基本理念

「障がい者の自立と、共に生き支え合うまちづくり」



令和3年3月

阿久根市

1

けいかく もくてき
計画の目的

「阿久根市障がい者計画・第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画」は、これまでの計画の基本的な考え方や制度改正等の障がい者を取り巻く環境の変化を踏まえ、本市が講ずる障がい者施策に関する基本的な計画である「阿久根市障がい者計画」(計画期間:平成30年度から令和5年度)の中間見直し版を策定するとともに、障がい福祉サービス及び障がい児通所支援等の提供量の見込み及びその確保のための方策等を定める「阿久根市障がい福祉計画」, 「阿久根市障がい児福祉計画」が令和2年度で計画期間満了を迎えることから、これらの計画を一体的に策定し、障がい福祉施策を総合的、計画的かつ効率的に推進するための計画として策定しました。

2

けいかく いちづ
計画の位置付け

障がい者計画は、障害者基本法第11条第3項に基づき、障がい者の自立及び社会参加の支援等のための施策を総合的かつ計画的に推進するために策定するものであり、本市が講ずる障がい者施策に関する基本的な計画として位置づけています。

また、障がい福祉計画及び障がい児福祉計画は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第88条第1項及び児童福祉法第33条の20第1項に基づき、国が示す基本指針に即して、障がい福祉サービス及び障がい児通所支援等の提供量の見込み及びその確保のための方策等を定める計画として位置づけています。

3

けいかく きかん
計画の期間

「市町村障害福祉計画」「市町村障害児福祉計画」は国の定める指針により計画期間が3年と定められているため、「第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画」は令和3年度から令和5年度までの3か年計画として策定します。

「市町村障害者計画」は計画期間が指針等で定められていませんが、障がい福祉計画・障がい児福祉計画との一体的な施策展開を図るため、「障がい者計画」は平成30年度から令和5年度までの6か年計画として策定しており、今回の策定は中間見直し版となります。

ただし、各計画は、制度改正の動向やPDCAサイクルによる評価・分析により、必要に応じて計画を見直すものとします。

4

基本理念

本市の最上位計画である、令和2年3月に策定された阿久根市まちづくりビジョンにおける健康・福祉・安心・安全分野の基本目標として「**支え合い生き生きと暮らせる健やかなまち**」を掲げるとともに、**障がい者福祉**においては、「**自立**」と「**共に生き支えあうまちづくり**」に向け、健康で安心して暮らせる地域社会を目指して取組を推進していくことを定めています。

こうした状況を踏まえ、本市においては、前回の計画を継承し、お互いが支え合い、いきいきと暮らせるよう、引き続き施策の推進に努めることとし、本市における障がい者施策の基本理念を、これまでの計画の理念を引き継ぎ、次のとおり定めました。

〔基本理念〕

『障がい者の自立と、共に生き支えあうまちづくり』

5

障がい者計画

基本目標1

啓発・広報の推進

- あらゆる機会を通して、市民に対する啓発・広報を推進し、市民の障がいや障がい者に対する理解と認識の浸透に努めます。
- また、障がい者の生きがいがづくり・社会参加を促進するため、スポーツ、レクリエーション、文化活動の促進を図ります。

(1) 啓発・広報活動の推進

(2) 交流活動の促進

① 交流教育等の充実

② 当事者団体・支援団体との連携

(3) 福祉教育の充実と文化活動の促進

① 福祉教育の充実

② スポーツ・レクリエーション活動の促進

③ 文化活動の促進



基本目標2

相談・情報支援の充実

- 障がい者の生活課題等の早期解決につなげるため、関係機関等との連携等も含めた相談支援体制の整備を推進します。
- 必要な情報の入手や意思疎通の円滑化を支援するため、障がいの特性に応じた情報提供やコミュニケーション支援体制の充実を図ります。

- (1) 身近な相談支援の充実
 - ① 相談支援体制の充実
 - ② 多様な相談窓口の充実
- (2) コミュニケーションの支援
 - ① コミュニケーション支援体制の充実
 - ② 障がい特性に対応した情報提供の充実



基本目標3

差別解消及び権利擁護施策の推進

- 障がいを理由とする差別の解消及び権利擁護施策の推進に努め、互いに人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現を目指します。

- (1) 障がいを理由とする差別解消の推進
- (2) 権利擁護の推進
- (3) 虐待防止への支援

基本目標4

安心した生活のためのサービス支援

- 各種サービスの提供体制の確保に努めるとともに、専門職の育成・確保によるサービスの質の向上、ボランティア等の地域における担い手の確保を促進します。

- (1) 利用者本位の在宅福祉サービスの充実
 - ① 訪問系サービス
 - ② 日中活動系サービス
 - ③ 居住系サービス
 - ④ 地域生活支援事業の充実
 - ⑤ 経済的自立支援及び家族介護者への支援
- (2) 地域福祉の支援
 - ① ボランティア活動への支援
 - ② ボランティアに携わる人材の育成
- (3) 資質の高い専門職種種の養成・確保
 - ① 専門従事者の育成・確保
 - ② 地域で支える担い手の確保

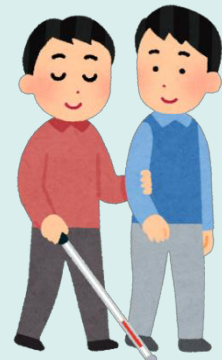


基本目標5

保健・医療の体制の充実

- 健康診査等の機会を通じて、障がいの原因となる疾病等の予防や早期発見・早期治療に努めるとともに、関係機関等とも連携し、早期の療育や支援へつなげる体制の構築に努めます。
- 重度障がい者をはじめ、障がいの内容に応じた保健・医療サービスに関する情報の提供を行うとともに、障がいの軽減や自立支援を図るため、ライフステージに応じた適切な医療、リハビリテーションが受けられる体制の充実に努めます。

- (1) 保健・医療サービスの体制の充実
- ① 障がい者に対する適切な保健サービス
 - ② 母子保健対策の推進
 - ③ 医療・リハビリテーションの充実
- (2) 障がいの原因となる疾病等の予防, 早期発見・早期治療
- ① 障がいの原因となる疾病等の予防と早期発見
 - ② 民生委員・児童委員, 保健師, 保育士等との協力による障がいの早期把握
- (3) 精神保健福祉施策の充実
- ① 精神疾患の早期発見・治療
 - ② 長期入院精神障がい者の地域移行支援
 - ③ 心の健康づくり



基本目標6

充実した療育・教育の推進

- ライフステージに応じた切れ目のない療育・教育における支援を充実させるとともに、重症心身障がい児や医療的ケア児等の特別な支援を必要とする障がい児に対する支援体制の充実に図り、「共に学び、共に育つ」保育・教育の一層の充実に図ります。

- (1) 療育・就学前教育の充実
- ① 療育体制の充実
 - ② 障がい児保育の充実
 - ③ 特別な支援が必要な障がい児に対する支援体制の充実
- (2) 学校教育・特別支援教育体制の充実
- (3) 放課後活動・生涯学習の充実



基本目標7

雇用・就業機会の確保

- 障がいのある人が働くことに生きがいを感じ、生活の質の向上につながるよう、福祉的就労の場を引き続き確保するとともに、一般就労に向けた就労移行支援や就労継続支援事業を推進します。
- 障がい者の一般就労について、働く意欲のある障がい者がその適性にに応じて能力を十分に発揮することができるよう、多様な就業の機会を確保する取組を継続していきます。

(1) 総合的な就労の支援

① 雇用の啓発と関係機関との連携

② 雇用・就業の促進

(2) 多様な就業機会の確保

① 就労に関する相談体制等の充実

② 福祉的就労の場の確保

(3) 就労定着の支援



基本目標8

生活基盤の整備充実

- 障がい者を含む全ての人にとって暮らしやすいまちをデザインするユニバーサルデザインの考え方を基に、住宅、建築物、公共交通機関、歩行空間等、生活空間のバリアフリー化を推進します。
- また、障がい者が地域で安心して生活できるよう、災害時・緊急時における避難支援体制の構築等、防災・防犯対策の充実を図ります。

(1) 福祉のまちづくりの総合的推進

(2) 住宅のバリアフリー化の推進

(3) 公共交通機関、歩行空間等のバリアフリー化の推進

① 道路環境の整備

② 移動・交通手段の確保・整備

(4) 防災・防犯対策の推進



「阿久根市障がい福祉計画・障がい児福祉計画」は、国の基本指針に沿って、障がい福祉サービス等の提供体制の確保に関する計画として定めるものです。

「第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画」について、国の基本指針及び本市の現状等を踏まえ、目標値等の設定を行いました。

れいわ ねんどまつ もくひょうち 令和5(2023)年度末の目標値(一部)

(1) 施設入所者の地域生活への移行及び施設入所者数の削減に関する目標値

障がい者の入所施設の入所者のうち、自立訓練事業などを通じて、令和5(2023)年度末までにグループホーム、一般住宅などへ移行する人の数値目標を設定します。

もくひょうち 【目標値】	にん 4人	施設入所からグループホームや一般住宅等への移行者数
-----------------	----------	---------------------------

障がい者の入所施設の入所者について、令和元(2019)年度末時点と比較した令和5(2023)年度末時点の施設入所者数の削減数の数値目標を設定します。

もくひょうち 【目標値】	にん 1人	施設入所者数の削減数
-----------------	----------	------------

(2) 福祉施設から一般就労への移行に関する目標値

福祉施設の利用者のうち、就労移行支援事業等を通じて、令和5(2023)年度中に一般就労へ移行する人の数値目標を設定します。

もくひょうち 【目標値】	にん 1人	就労移行支援事業等を通じた、一般就労への移行者数
-----------------	----------	--------------------------

令和5(2023)年度における就労移行支援事業等を通じて一般就労に移行する者のうち、就労定着支援事業を利用する者の利用率を数値目標を設定します。

もくひょうち 【目標値】	わりいじょう 7割以上	就労定着支援事業の利用率
-----------------	----------------	--------------



サービス必要量の見込み

障がい福祉サービス(訪問系サービス・日中活動系サービス・居住系サービス・相談支援),
地域生活支援事業(意思疎通支援・日常生活用具給付等), 障がい児支援に関するサービス
(通所支援・相談支援等)の種類ごとに, 令和5(2023)年度までの必要量を, 実績等に基づい
て見込んでいます。



[お問い合わせ先]

市担当課

阿久根市福祉課

阿久根市鶴見町200番地

TEL 0996-73-1240

※相談支援事業所について

市から委託を受けた相談支援事業所の専門職員が, 障がい福祉に関するさまざまな相談を
お受けしています。

利用対象者は, 障がい者(障がい児を含む)やそのご家族, 関係者の方です。

身体やこころに関すること, 家庭や子育てに関すること, 福祉サービス利用のことなど, お困り
ごと・心配ごとなどがございましたら, お気軽にご相談ください。

[相談支援事業所]

あいわの里
相談支援センター

阿久根市脇本6921番地

TEL 0996-75-2401

※相談時間 月曜日～土曜日の午前8時～午後5時